

広島県告示第七百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和八年六月二十二日

広島県知事 横 田 美 香

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人社団堀内医院	三原市本郷南六丁目二番三号	令和八年四月三〇日
クルーズ薬局 頼兼店	三原市頼兼一丁目一番四号	令和八年三月三十一日
本郷薬局	三原市本郷南五丁目二六番二号	令和八年三月三十一日
訪問看護ステーションあさがお	尾道市高須町恋の水九二四番地三三	令和八年五月一日
因島総合訪問看護ステーション	尾道市因島土生町二五六〇番地の一	令和八年三月三十一日
アイン薬局備後府中高木店	府中市高木町一八九番地四	令和八年四月三〇日
訪問看護ステーションゆうあい	大竹市玖波四丁目八番八号	令和八年三月三十一日
くぼにし小児科・内科クリニック	東広島市西条町大沢九八番地一	令和八年四月三〇日
やおたにデンタルクリニック	廿日市市上平良二二三番地一	令和八年四月三〇日
上原薬局	安芸郡府中町桃山一丁目二番一七号	令和八年四月三〇日
ソレイユ薬局青崎店	安芸郡府中町青崎東一九番四九号一八	令和八年四月三〇日
山根医院	山県郡安芸太田町大字上筒賀八〇番地一	令和八年二月五日